

平成 30 年 8 月 30 日
(2018 年)

報道各社様

西宮市 総務局 人事部
人事課長 久保田和樹

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事件の概要

都市局所属の当該職員は、平成 28 年 12 月 28 日夜から翌 29 日朝及び同月 29 日夜から翌 30 日朝の 2 度に亘り、出会い系サイトで知り合った当時 15 歳の少女と 2 人きりで会い、3 万円を支払って、淫らな行為をしたとして、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反の容疑で、平成 29 年 12 月 14 日に逮捕された。

取り調べの結果、平成 30 年 3 月 23 日付で、嫌疑不十分を理由として不起訴処分となったものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
都市局	係長 (52 歳)	H30.8.30	停職 1 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)